整理番号	中卸－条不－１２

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場　本場　　　（06-6469-7970） 東部市場（06-6756-3981） 南港市場（06-6675-2020）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	有害物品の売買差止め・搬出命令
概要	衛生上有害な物品の売買を差し止め、又はその搬出を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第51条第３項（昭和46年条例第40号） （https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）
処分基準	◎衛生上有害な物品については、その売買を差し止め、又はその搬出を命ずることがあります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	―